

**(注)本資料は、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」(平成 22 年 10 月 8 日閣議決定)より規制・制度改革の部分を抜粋したものです。**

## 5. 規制・制度改革

財源を使わない景気対策として、及び新成長戦略を推進する政策ツールとして、規制・制度改革を強力に推進する。このため、既定事項を着実に実施していくとともに、グリーン・イノベーション、ライフ・イノベーション、地域活性化、アジア経済戦略、金融等の7つの戦略分野を中心に新たな取組を行う。その際、規制・制度改革の円滑な推進の上で必要となる環境整備に十分配慮する。

### < 具体的な措置 >

#### 「日本を元気にする規制改革100」等の充実・強化

- ・再生可能エネルギーの利用拡大に向け、全量買取制度の円滑な導入を目指し年末に向けて検討を進めるとともに、大規模太陽光発電設備や省エネ・新エネ設備に係る規制を見直すこと、国際医療交流を促進するためビザの創設や在留資格の取扱いの改善を行うこと、幼保一体化を含む法案を平成23年通常国会に提出する準備を進めることを含め、「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)及び「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)の「日本を元気にする規制改革100」等の既定事項を着実に実施する。
- ・また、既定事項の一部について実施の前倒しを行う(別表1)。
- ・さらに、「日本を元気にする規制改革100」の「国を開く経済戦略」の分野を中心に、国際旅客チャーター便の個札販売(航空券のバラ売り)比率の一層の緩和、外国企業等による英文開示の範囲拡大等の制度整備の実施、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の策定その他の措置を講じる(別表2)。
- ・これらについて、潜在的需要の顕在化及び供給力強化を図る観点等から実効性ある措置が講じられるよう、10月から活動を再開する行政刷新会議の規制・制度改革に関する分科会においてフォローアップを行う。

## 規制・制度改革に関する分科会での更なる改革推進

- ・規制・制度改革に関する分科会において、規制・制度改革に関し実施中の「国民の声」集中受付で寄せられた提案や、子育て、環境・エネルギー、地域活性化、アジア経済戦略等に関する与野党の提言等を踏まえて、新たな検討を行う。
  - ・また、時代や環境の変化への対応の観点から、制定後20年を経過した規制・制度等に関し、所管省庁において行われる見直しの検討をフォローアップするとともに、その他の見直すべき規制・制度について検討を行う。
- ・これらについて、既定事項のフォローアップも含めて、22年度末を目途に取りまとめを行う。

## 総合特区制度を念頭に置いた規制・制度改革の検討

- ・「新成長戦略」に基づき、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に盛り込むものとして創設を予定している「総合特区制度」に係る自治体や民間からの提案を踏まえ、優先的に検討に着手すべき規制・制度改革について、所要の検討を実施する。

別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1	短時間勤務保育士について	保育所における短時間勤務保育士の活用については、一定の条件の下で常勤の保育士に代えて短時間勤務保育士を活用できる旨通知されているところであるが、平成22年10月中に、この取扱いを改めて周知徹底することとする。	平成22年10月中措置	厚生労働省
2	介護施設等の総量規制を後押ししている参酌標準の撤廃	平成22年10月を目処に参酌標準を撤廃し、第5期介護保険事業計画(平成24～26年度)から各都道府県が地域の実情に応じて策定可能とする。	平成22年10月中措置	厚生労働省
3	農地利用集積円滑化事業の要件の周知	本事業の実施主体として、同一地域における事業実施主体の重複が認められていることについて、より一層の周知を図る。	平成22年中措置	農林水産省
4	就農研修資金の貸付対象に係る周知	就農支援資金制度における就農研修資金は、民間企業が行う研修についても、その貸付対象から除外していないことについて、周知する。	平成22年中措置	農林水産省
5	土地改良区に協議が必要な水路における小水力(マイクロ)発電の導入円滑化	マイクロ水力発電を設置する際の土地改良区との協議については、当事者である土地改良区と集落等との間で処理されるものである旨、土地改良区へ通知する。	平成22年10月中措置	農林水産省
6	施業集約化の推進(森林簿・森林計画図の民間利用の拡大)	民間事業者による施業集約の促進のため、意欲や能力のある事業者に対して森林の施業集約に必須である森林簿及び森林計画図が開示されるよう、平成22年中に都道府県に助言を行う。	平成22年中措置	農林水産省
7	国際航空貨物チャーター輸送における第三国の航空会社による貨物チャーター便の運航容易化	国際航空物流の活性化により、物流コストの低減を図る観点から、相互主義の確保に配慮しつつ、国際航空貨物チャーター輸送における第三国の航空企業による貨物チャーター便の運航の容易化を平成22年中の可能な限り早期に実施する。	平成22年中の可能な限り早期に措置	国土交通省
8	国際航空貨物チャーター輸送におけるフォワーダー・チャーター便の運航容易化	国際航空物流の活性化により、物流コストの低減を図る観点から、相互主義の確保に配慮しつつ、国際航空貨物チャーター輸送におけるフォワーダー・チャーター(利用運送事業者によるチャーター)の運航の容易化を平成22年中の可能な限り早期に実施する。	平成22年中の可能な限り早期に措置	国土交通省
9	国際航空運賃規制の緩和	我が国におけるLCCの参入促進等の観点から、国際航空運賃の認可制度について、あらかじめ認可を受けた上限額の範囲内であれば、機動的に運賃の設定・変更が行えるようにするための運用の緩和を、平成22年中の可能な限り早期に実施する。	平成22年中の可能な限り早期に措置	国土交通省

別表2 国を開く経済戦略分野を中心とした規制・制度改革事項

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1	「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の取りまとめ	本年1月1日から優越的地位の濫用が新たに課徴金納付命令の対象となったこと等を踏まえ、優越的地位の濫用規制の考え方を明確化すること等により法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性をより向上させるため、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定・公表する。	平成22年中措置	公正取引委員会
2	公共空間における収益施設の設置等に係る規制緩和	地下街について、地方公共団体等に対し情報提供等の技術的支援を行うとともに、民間事業者が駅前広場等の公共空間の利用を可能とする手法を提示する。また、国・地方公共団体が都市公園事業について意見交換・協議する会議において、立体都市公園制度の活用等に関する情報を周知徹底する。	平成22年度措置	国土交通省
3	下水処理施設の改築・省スペース化により生じる敷地の有効利用方針を国が策定	下水処理施設の改築時に施設の省スペース化等を実現できる膜処理技術について、その導入のためのガイドラインを作成し、普及を促進する。	平成22年度措置	国土交通省
4	港湾経営の民営化	我が国港湾の国際競争力強化を図る観点から、港湾の選択と集中を進め、公設民営の考え方のもと港湾の経営に関する業務に民の視点を取り込み、港湾の一体経営を実現するため、「港湾経営会社（仮称）」制度を創設する等、港湾法等所要の法改正を行う。	平成22年結論・平成23年通常国会への法案提出	国土交通省
5	国際旅客チャーター便の個札販売（航空券のバラ売り）比率の一層の緩和	航空自由化が実現していない国・地域内の地点との間において、定期便の乗入指定地点間が否かを問わず、一律、総座席数の50%未満まで、国際旅客チャーターの個札販売を可能とする。羽田空港を飛着する国際旅客チャーターについては、羽田空港の国際化にあわせて、深夜早朝時間帯は、他の空港と同様、航空自由化が実現した国・地域内の地点との間では個札販売の制限を撤廃する。	平成22年中の可能な限り早期に措置	国土交通省
6	LCC等の低コストな運航の実現のための運航管理補助者の配置方法の明確化	我が国におけるLCCの参入促進等の観点から、各空港において気象情報や飛行計画等の機長への伝達等を行う航空会社の運航管理補助者について、航空会社の事業の計画等で配置できることを明確化することにより当該会社の柔軟な運航形態を支援することを平成22年度中に実施する。	平成22年度措置	国土交通省
7	外国企業等による英文開示の範囲拡大等、制度整備の実施	外国会社等による英文開示の範囲拡大等について、平成22年度中を目途に、必要な法制面の対応も含めて検討し、その検討結果を踏まえて、平成23年度以降、必要な制度整備を実施する。	平成22年度検討・結論 平成23年度以降措置	金融庁
8	銀行本体によるファイナンス・リースの活用の解禁	銀行本体でファイナンス・リース業務の取扱いを行うことについては、主要行・地銀の多くで既にファイナンス・リース子会社を保有していることから現時点でどの程度のニーズがあるかを確認しつつ、銀行法の他業禁止の趣旨や当該業務を認めた場合の銀行による優越的地位濫用の防止の必要性等も踏まえながら、平成22年度中に、法改正を含めた必要な法制面での対応について検討し、その検討結果を受けて、平成23年度以降、必要な制度整備を実施する。	平成22年度検討・結論 平成23年度以降措置	金融庁
9	保険会社が外国保険会社の買収等を行う場合に障壁となる規制の見直しの検討	保険会社が外国の保険会社を子会社等とする場合の当該外国の保険会社の子会社等の業務範囲規制のあり方について、法改正を含めた必要な法制面での対応も併せて平成22年度に検討し、平成23年度以降に結論を得て必要な制度整備を実施する。	平成22年度検討 平成23年度以降結論・措置	金融庁
10	保険会社における資産運用比率規制の撤廃の検討	保険会社における資産運用比率規制に関し、その撤廃も含めた規制のあり方について、平成22年度に法改正を含めた必要な法制面での対応も併せて検討し、その検討結果を受けて、平成23年度以降に必要な制度整備を実施する。	平成22年度検討・結論 平成23年度以降措置	金融庁
11	プロ投資家を顧客とする投資運用業の規制緩和	プロ投資家を顧客とする投資運用業の登録要件等の規制のあり方について、平成22年度を目途に、法改正を含めた必要な対応を検討し、その検討結果を受けて、平成23年度以降、必要な制度整備を実施する。	平成22年度検討・結論 平成23年度以降措置	金融庁